

○小山広域保健衛生組合物品購入等入札参加者資格審査委員会規程

平成23年7月29日

規程第7号

改正 平成28年3月16日規程第1号

令和3年3月8日規程第3号

小山広域保健衛生組合物品購入等入札参加者資格審査委員会規程（平成18年1月規程第5号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 小山広域保健衛生組合（以下「組合」という。）が行う物品の購入、修繕、製造その他についての請負又は不用品の売払いについての契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者の資格を審査するため、小山広域保健衛生組合入札参加者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 資格審査委員会は、競争入札に参加するために必要な資格を得ようとする者の適否を審査するものとする。

（組織等）

第3条 資格審査委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員長には事務局長職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、資格審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 資格審査委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、3人以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（報告）

第5条 委員会は、その会議の審査結果等を管理者に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設政策課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月16日規程第1号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月8日規程第3号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

事務局長 総務課長 建設政策課長 施設管理課長
-------------------------